

2021年11月

各位

株式会社 山形銀行

### 「NISA口座」みなし廃止のご案内

日頃は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

2021年度の税制改正により、2017年分の非課税管理勘定（一般NISA）を設定しているお客さまのうち、2021年12月31日までに当行にマイナンバー（個人番号）のお届出がないお客さまは、非課税口座廃止届出書を提出したものとみなし、2022年1月1日をもってNISA口座を廃止すること（以下、「みなし廃止」といいます）となりました。

また、住所変更手続き等にともない、既にマイナンバー（個人番号）を当行に提出いただいたお客さまにつきましても、2018年以降の非課税管理勘定（一般NISA）または累積投資勘定（つみたてNISA）が設定されていないお客さまは、みなし廃止が適用されます。

みなし廃止の対象となるお客さまが、継続してNISA口座の利用を希望される場合は、改めてNISA口座開設のお手続きをお願いいたします。

ご不明な点につきましては、下記フリーダイヤルへお電話ください。

以上

【本件に関するお問い合わせ先】

<やまぎん> 投信相談ダイヤル

0120-506-104

受付時間<平日>9:00~17:00